

(別紙)

支え合いサービス事業委託料算定（精算）の具体例

【例 1-1】

支え合い生活支援サービス 10 月開始 全員月 6 回以上利用の場合

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
月利用人数							2	4	6	6	6	7	31

年間委託料基準額 = 定額分 月額単価 125,000 円×6 箇月 = 750,000 円
利用者数加算分 月額単価 5,000 円× 31 人 = 155,000 円
- 利用料 月額利用料 1,500 円× 31 人 = 46,500 円
合 計 858,500 円・・・①
10 月から 3 月までに実際にかかった経費 900,000 円・・・②
全員要支援 1（加算なし）だった場合
予防給付基準訪問介護想定費用額 月単価 11,680 円×31 人×90% = 325,872 円・・・③

②>① ⇒ 精算 実際にかかった経費が委託料基準額を上回っているため返還なし

【例 1-2】

委託料基準額 858,500 円・・・①
10 月から 3 月までに実際にかかった経費 700,000 円・・・②
利用者全員要支援 1（加算なし）だった場合
予防給付基準訪問介護想定費用額 月単価 11,680 円×31 人×90% = 325,872 円・・・③

①>②>③ ⇒ 精算 実際にかかった経費が委託料基準額を下回り、かつ予防給付基準訪問介護を利用した場合の想定費用額を上回っているため、かかった経費と委託料基準額の差額の返還を求める。

①-② 858,500-700,000 円 = 158,500 円（返還）

【例 1-3】

委託料基準額 858,500 円・・・①
10 月から 3 月までに実際にかかった経費 600,000 円・・・②
全員要支援 2（加算なし）だった場合
予防給付基準訪問介護想定費用額 月単価 23,350 円×31 人×90% = 651,465 円・・・③

①>③>② ⇒ 精算 実際にかかった経費が委託料基準額を下回ったが、予防給付基準訪問介護を利用した場合の想定費用額が実際にかかった経費も上回っているため、委託料基準額と予防給付基準訪問介護想定費用額との差額の返還を求める。

①-③ 858,500-651,465 円 = 207,035 円（返還）

【例 2-1】

支え合い通所介護 10 月開始 次の利用状況の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月利用人数							15	17	20	21	23	22	118
月利用回数							65	73	86	90	99	95	508

年間委託料基準額	=	定額分	月定額単価	100,000 円×6 箇月	=	600,000 円
		利用者数加算分	月額単価	4,000 円×118 人	=	472,000 円
		- 利用料	年利用料	300 円×508 人	=	152,400 円
			合 計			919,600 円・・・①

10月から3月までに実際にかかった経費 1,000,000円・・・②

全員要支援 1（加算なし）だった場合

予防給付基準通所介護想定費用額 月単価 16,470 円×118 人×90% =1,749,114 円・・・③

②>① ⇒ 精算 実際にかかった経費が委託料基準額を上回っているため返還なし

【例 2-2】

委託料基準額 919,600 円・・・①

10月から3月までに実際にかかった経費 800,000円・・・②

利用者全員要支援1（加算なし）だった場合

予防給付基準通所介護想定費用額 月単価 16,470 円×118 人×90% =1,749,114 円・・・③

③>①>② ⇒ 精算 実際にかかった経費が委託料基準額を下回ったが、予防給付基準通書介護を利用した場合の想定費用額が委託料基準額を上回っているため、返還を求めない。

(予防給付基準通所介護の費用を超えなければ、市に不利益はないため。)